

## 核兵器禁止条約第一回締約国会議 ウィーン宣言 「核兵器のない世界へのわれわれの決意」

1. われわれ核兵器禁止条約の締約国は、条約の発効を記念し、核兵器の完全な廃絶を実現するというわれわれの決意を再確認し、条約の完全かつ効果的な実施のために進むべき道を示すために、この第1回締約国会議に結集した。われわれは、署名国やオブザーバー国、その他のオブザーバー、市民社会の代表、核兵器の使用や核実験の被害者の幅広い参加を歓迎する。

2. われわれは、2021年1月22日に条約が発効したことを祝賀する。核兵器はいまや、生物・化学兵器と同様、国際法によって明示的かつ包括的に禁止された。われわれは、条約が大量破壊兵器の禁止における国際的な法体系のこのギャップを埋めたことを歓迎し、すべての国が国際人道法を含む適用可能な国際法を常に遵守する必要性を再確認する。

3. われわれは、この条約の創設を鼓舞し、動機づけ、いまでもその履行を推進し、導いている道徳的・倫理的要請を再確認する。

- 法的拘束力のある核兵器禁止の確立は、核兵器のない世界の達成および維持に必要な不可逆的で検証可能かつ透明性のある核兵器の廃絶、さらには、国連憲章の目的および原則の実現に向けた、基本的段階をなすものである。

- 核兵器がもたらす壊滅的な人道的影響は、適切に対処することができず、国境を越え、人間の生存と幸福に重大な影響を与え、生存権の尊重と相容れないものである。核兵器は破壊、死、強制移住をもたらすだけでなく、環境、社会経済的持続可能な開発、世界経済、食糧安全保障、現在および将来の世代の健康に、女性や少女に及ぼす不均衡に大きな影響を含め、長期にわたり深刻な損害を与える。

- すべての国は、国際法および二国間協定に基づくそれぞれの義務に従って、核軍備撤廃を達成し、あらゆる面で核兵器の拡散を防止し、核兵器の使用または使用の威嚇を防止し、核武装国による過去の使用や実験によって生じた被害者を支援し、被害を救済し、環境被害を修復する責任を共有している。

- 事故や誤算であれ、意図的であれ、核兵器爆発の危険は、全人類の安全保障に関するものであり、核兵器のない世界の実現と維持は、一国のそして集団的な安全保障上の利益に資するものである。

- 核兵器の存在が全人類にもたらす危険は、したがって非常に深刻であり、核兵器のない世界を実現するために直ちに行動を起こすことが必要である。これが、いかなる状況下でも核兵器が再び使用されないことを保証する唯一の方法である。待っている余裕はない。

4. われわれは、核兵器使用の威嚇と、ますます激しくなる核のレトリックに不安を感じ、驚いている。われわれは、核兵器のいかなる使用または使用の威嚇も、国際連合憲章を含む国際法の違反であることを強調する。われわれは、核兵器によるいかなる脅威も、それが明示的であるか暗黙的であるかにかかわらず、また、いかなる状況であるかにかかわらず、明確に非難する。

5. 核兵器は、平和と安全を守るどころか、強制、威嚇、緊張の激化につながる政策の道具として使われている。このことは、核兵器の実際の使用という脅威、それ故に無数の生命、社会、国家を破壊し、地球規模の破滅的な結果をもたらす危険性に基づき、それに依存している核抑止論の幻想を、これまでにないほど浮き彫りにしている。われわれは、核兵器が完全に廃絶されるまで、すべての核武装国がいかなる状況下でも決して核兵器の使用や使用の威嚇をしないよう主張する。

6. われわれは、9カ国が依然として約13,000発の核兵器を保有していること、核兵器の使用や威嚇の理論的根拠を示す安全保障ドクトリンを有していることに、重大な懸念を抱いている。これらの兵器の多くは高度の警戒態勢に置かれ、数分以内に発射できる状態にある。さらにわれわれは、一部の非核武装国が核抑止力を擁護し、核兵器保有の継続を奨励し続けていることに懸念を抱いている。増大する不安定性と明白な紛争は、故意であれ事故や誤算であれ、核兵器が使用される危険性を大きく高めている。核兵器の存在は、すべての国にとっての共通の安全保障を低下させ、脅かすものである。

7. われわれは、このような恐ろしいリスクがあるにもかかわらず、また、核軍備撤廃の法的義務や政治的公約があるにもかかわらず、核武装国と核の傘の下にあるその同盟国のいずれも、核兵器への依存を低減するためのいかなる真剣な措置もとっていないことを遺憾に思い、深く懸念している。それどころか、すべての核武装国は、核兵器の維持、近代化、改良、拡大のために巨額の資金を費やし、安全保障ドクトリンにおいて核兵器をより重視し、その役割を増大させている。われわれは、こうした不穏な動きを直ちにやめるよう強く求める。われわれは、これらの資源が持続可能な開発のためにより良く活用できることを強調する。

8. このような状況において、核兵器禁止条約はこれまで以上に必要とされている。われわれは、核兵器に悪の烙印を押し、その違法性をさらに強調し、核兵器に反対する強固で絶対的な世界的規範を着実に構築するために、条約の履行を進めていく。

9. われわれは力を合わせて条約のメカニズムを発展させつつある。われわれは、自国における義務を完全に果たす。われわれは、国連、国際赤十字・赤新月運動、その他の国際・地域機関、核兵器廃絶国際キャンペーンその他の非政府組織、宗教指導者、国会議員、学者、先住民、核兵器使用の被害者（ヒバクシャ）、核実験の被害者や若者グループと連携して行

動する。われわれは、核軍備撤廃を前進させるための彼らの貴重な貢献を認識し、感謝している。われわれは、今後も第一線の科学者の専門知識を活用し、影響を受けたコミュニティと協議し共同して活動を行っていく。

10. この条約の人道的精神は、核兵器の使用や実験によって引き起こされた被害を是正することを目的とした積極的義務に反映されている。われわれは、この条約の積極的義務の履行を進めるために、締約国間の国際協力を強化する。われわれは、核兵器の使用あるいは実験の被害者を差別することなく年齢や性別に配慮した援助を提供し、環境汚染を是正するために、被害を受けたコミュニティと協働する。われわれは、この条約の革新的なジェンダーに関する諸条項を強調し、核軍縮外交における女性と男性双方の平等で完全かつ効果的な参加の重要性を強調する。

11. われわれは、すべての地域において条約の加盟国を増やすよう努力する。われわれは、条約の普遍的な順守とその完全な履行というわれわれの目標を支持するために、公共の良心に依拠する。われわれは、条約の目的と目標を達成するための努力の指針としてわれわれが採択した行動計画を実施するために努力する。われわれは、この条約の履行状況を検討するために定期的に会合を開き、この条約を強化し、核軍備撤廃を前進させるためのあらゆる追加的措置を明らかにする。

12. われわれはまた、条約の外にある国々とも協力する。われわれは、核不拡散条約（NPT）を軍縮・不拡散体制の礎石と認識しており、これを損なう恐れのある脅威や行動を遺憾とする。NPT に全面的に献身する国々として、われわれは、本条約と NPT の補完性を再確認する。われわれは、核軍拡競争の停止および核軍備撤廃に関連する必要かつ効果的な措置として、核兵器の包括的な法的禁止を発効させることによって、NPT 第 6 条の履行を前進させたことを喜ばしく思う。われわれは、全ての NPT 締約国に対し、第 6 条の義務および NPT 再検討会議において合意された行動および約束を完全に実施するための努力を再活性化することを求める。われわれは、共通の目的を達成するため、全ての NPT 締約国と建設的に協力するとの誓約を改めて表明する。

13. われわれは、核軍備撤廃に効果的に寄与しうるあらゆる措置を引き続き支持する。これには、包括的核実験禁止条約の発効に向けた努力、核兵器の使用および使用の威嚇を低減させるための暫定的諸措置、軍縮検証措置の更なる発展、消極的安全保障の強化、核兵器およびその他の核爆発装置製造用の核分裂性物質を禁止する法的文書が含まれる。われわれは、核兵器禁止条約の禁止事項、義務および目的が、非核兵器地帯を設置する諸条約と完全に合致し、補完的であることを確認し、非核兵器地帯との協力を継続することを誓う。

14. われわれは、核軍縮の緊急性、核兵器の存在がもたらす人道的影響と危険に関する重要な証拠を、関連するすべての軍縮・不拡散プロセスにおいて、そしてより広く世界の人々に

対して、さらに明らかにすることを誓約する。これらの影響を防ぐことは、核兵器のない世界を実現し維持するためのわれわれの集団的努力の中心とならなければならない。

15. われわれは、すべての国に対し、核兵器禁止条約にすみやかに加盟するよう求める。われわれは、この一步を踏み出す準備がまだできていない国々に対し、この条約に協力的に関与し、核兵器のない世界というわれわれの共通の目標を支持して、われわれと協力するよう訴える。われわれは、一部の核武装国が、非核武装国に条約への加盟を思いとどまらせるような行動をとっていることを遺憾に思う。われわれは、これらの国のエネルギーや資源を、核軍備撤廃に向けた具体的な進展に向けるべきことを提案する。そうすれば、すべての人のための持続可能な平和、安全、発展に真に貢献することができる。われわれはそのような進展を歓迎し、祝福したい。

16. われわれは、この条約の目的を実現する上で、われわれの前に横たわる課題や障害についていささかも幻想を抱いてはいない。しかし、われわれは楽観主義と決意をもって前進する。核兵器がもたらす破滅的な危険に直面し、また人類の生存を確保するためには、そうする以外にない。われわれは、目の前に開かれたすべての道を進み、いまだ閉ざされている道を開くために粘り強く努力する。われわれは、最後の国が条約に参加し、最後の核弾頭が解体・破壊され、地球上から核兵器が完全に廃絶されるまで、休むことはないだろう。

(日本原水協訳)

# ウィーン行動計画案（仮訳）

## Draft Vienna Action Plan

1. この行動計画は、2022年6月21日から23日にかけてオーストリアのウィーンで開催された核兵器禁止条約（TPNW）第1回締約国会議において、締約国が採択したものである。
2. この行動計画の目的は、第1回締約国会議以降、TPNWとその目的・目標の効果的かつタイムリーな実施を促進することである。この計画は、具体的な手順と行動を定め、役割と責任について詳しく説明する。これらの行動は、締約国およびその他の関係者が条約の実質的な実施にあたる際の指針となるよう意図されており、したがって、締約国がその義務を果たし、締約国およびその他の関係者間の協力精神をもって条約の目的と目標を推進することを支援するものである。
3. TPNWの実施と普遍化は、核兵器のない世界を実現し、核兵器が人々や環境にもたらす害に対処するために不可欠である。
4. 以下の行動により、締約国は条約の実施を導くための枠組みを確立し、条約の異なる条項にわたる協力と、実施のさらなる分野を発展させるためのプロセスを開始させる。ウィーン行動計画は、締約国が会期間〔訳注：会議と会議のあいだの期間〕に、主には第2回締約国会議の準備のためだが、その後も条約の実施と普遍化を支援するために講じる行動について詳述するものである。

### I. 普遍化（第12条）

5. TPNWの第12条は、締約国に対し、「すべての国によるこの条約の普遍的な参加を得ることを目標として、この条約の締約国でない国々に対し、この条約に署名し、これを批准し、受諾し、承認し、又はこれに加入するよう奨励する」ことを求めている。
6. 現在、条約に加盟していない国の状況や立場はさまざま異なっている。非核兵器地帯を順守している国や同等の国内法を整備している国、核不拡散条約（NPT）締約国で核兵器を保有していない国、核兵器配備を受け入れている国や、核武装国を含む現在核兵器に安全保障を依存している国などである。第12条の普遍化義務を履行する上では、これらの違いを考慮する必要がある。したがって、普遍化の努力は、署名や批准を増やすことを含め、また、核兵器の固有の危険性や壊滅的な人道的影響のゆえに核兵器の完全廃絶という根本的な理論的根拠を促進することを含め、幅広く理解される。普遍化は、国際政治において条約の中核的な規範と原則の權威を最大限に高めるための戦略として機能するはずである。この目的のために、

締約国は次のことを決議する：

行動1：普遍化の努力を締約国の優先事項とすること。これらの努力は、署名と批准の数を増やすことに焦点を当てるべきである。また、核兵器に固有の危険性と壊滅

的な人道的影響に対する懸念や、軍縮と国際平和と安全に対する条約の効果的貢献といった、条約の規範、価値、根本的な主張の促進に積極的に関与することである。

行動 2：まだ批准していないすべての国に対し、できるだけ早く条約に署名し批准するよう呼びかける。

行動 3：単独あるいは TPNW 支持国グループによる、閣僚や外交官による申し入れや非締約国の首都や地域その他の関連組織への訪問などを通じて、条約の価値と署名・批准の政治的・法的・実際的重要性を強調し、普遍化を推進する。

行動 4：条約への加盟を促進するためにさらなる情報が必要な可能性のある分野を検討し、これらのギャップを埋めるための選択肢を探る可能性がある。

行動 5：例えばワークショップやセミナーなどの能力構築活動を通じて、批准プロセスについてベストプラクティスを共有し技術的支援を行う。これは TPNW の条項を詳細に説明し、条約を実施するために締約国候補が行わなければならないステップを明確にするためである。そのため、締約国は、実行可能な限り、既存の地域的および多国間的枠組みを活用するよう努力する。

行動 6：第 12 条の実施を促進するための各国の連絡窓口を 60 日以内に任命する。

行動 7：国際会議、地域のワークショップやセミナーで条約に対する認識を高めるとともに、TPNW の主張を促進するための調査や出版物の委託を通じて、条約に対する認識を高める。

行動 8：条約を支持する積極的な一歩として、国連総会での関連決議に賛成する国の数を増やすためにあらゆる努力を行う。

行動 9：政治レベルや地域・地域横断的な共同声明を通じて、あるいは国連軍縮機構の機関を含むすべての関連する討議の場での声明や決議において、TPNW の重要性を強調する。

行動 10：核兵器の人道的影響、核兵器に伴う危険、核兵器の使用と使用の威嚇および核抑止の慣行に関する法的・倫理的な問題を強調する。

行動 11：条約に非加盟で核兵器の影響を受けた国と協力して、条約の目的を推進し、条約への加盟を促進する。

行動 12：現在は核兵器と核抑止力に固執している国々と話し合う〔Engage with〕。とりわけ、対話の機会を提供し、条約の基本的な根拠と核兵器およびその固有の危険がもたらす人道的影響を強調し、TPNW に関する懸念や批判に関して話す際に事実に基づくアプローチを追求することによって話し合う。

行動 13：すべての関連するパートナーの参加と積極的な協力を奨励・支援し、可能な限り、国内の批准プロセスを促進するためにこれらの普遍化努力を調整する。これらのパートナーには、国連と国連事務総長、国連平和軍縮地域センター、その他

の国際機関や組織、赤十字国際委員会（ICRC）、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）、その他の非政府組織、さらには国会議員や関心を持つ市民が含まれる。

行動 14：締約国会議や再検討会議への報告、普遍化に関する非公式コンタクトグループ〔informal contact group on universalization〕への最新情報の通知、その他の適切な手段を通じて、TPNW 内で普遍化活動に関する情報を共有する。

## II. 核兵器廃絶に向けて（第 4 条）

7. TPNW の第 4 条は、この法的文書を軍縮条約として、またより広範な軍縮法的構造の一部として確立する基本的な指針のひとつである。その軍縮の目標を達成するために、TPNW は、特定の交渉と検証の権限を持つ国際機関（IA）を設立することを想定している。これは、第 4 条の実施は重要な取り組みであり、熟慮の上に総合的なやり方で行われるべきであるという TPNW の交渉参加国の認識を反映したものである。

8. 第 1 回締約国会議までに、あるいは第 4 条第 1 項または第 4 条第 2 項が適用される締約国にとっては条約の発効までに、IA を設置することは求められていない。条約の実施のこの初期段階においては、締約国および関連する科学的・技術的インプットのもとで、そのようなメカニズムの構築に向けたさらなる検討と作業が、これらの条項の実施に向けた最も実質的かつ有意義な方法である。この目的のために、

*締約国は次のことを決議する：*

行動 15：権限のある国際機関（IA）に関連する事項について、締約国の一般的義務から IA の特定の任務まで一貫したアプローチを発展させ、IA の任命に関する指針を提供するため、会期間にさらなる議論を進める。

行動 16：90 日以内に、IA の設置に関して、各国の連絡窓口を定める。

行動 17：条約第 4 条に定められた、核武装国の所有、保有または管理下にある核兵器またはその他の核爆発装置の廃棄（第 4 条第 2 項）とそのような兵器または装置の受入国からの除去（第 4 条第 4 項）に関しての延長要請の特定の要件を、会期間に詳しく検討する。この会期間のプロセスは、「科学諮問グループ」からの助言あるいは情報を得て、あるいは関連する国際技術機関からの情報に基づいて行われるべきである。

行動 18：検証はそれ自体が目的ではなく、核軍縮の代わりでもなく、軍縮の進展を積極的に促進するものであることを認識しつつ、核軍縮の検証に関する前進を促し支援するために最善の努力をする。

## III. 被害者への援助と環境の回復、国際協力および援助（第 6 条および第 7 条）

9. TPNW の積極的な義務は、条約の人道的目標の中心をなすものである。それは、過去の核兵器の使用や実験による被害と、その結果生じる汚染による現在および将来の被害に対処することを目的としている。第 6 条と第 7 条は、他の人道的軍縮条約における同様の規定を参考にしているが、核兵器に関する条約ではこの種の規定は初めてのものである。これらの条項は、核兵器による人的・環境的影響に対処し、影響を受ける締約国に対し、条約の実施を促進するための技術的、物質的、財政的支援を提供するために設けられている。この目的のために、

締約国は次のことを決議する：

行動 19：第 6 条および第 7 条の効果的かつ持続可能な実施を進めるために、国際機関、市民社会、影響を受ける地域社会、先住民族、若者を含む関係者と連携し、協力して行動する。特に、被害者支援と環境回復のプロセスのすべての段階において、影響を受ける地域社会と緊密に協議し、積極的な関与を得て、彼らに対して情報を提供する。

行動 20：核兵器やその他の核爆発装置を使用または実験したことのある条約非締約国を、被害者支援および環境回復を目的とした影響を受けた締約国への支援の提供について関与させるとともに、情報交換を促進する。

行動 21：第 1 回締約国会議開催後 3 カ月以内に、第 6 条および第 7 条に関して、協議のための適切な連絡先情報を備えた各国の拠点〔national focal point〕を設置する。

行動 22：必要に応じて、第 6 条および第 7 条に関連する国内法および政策を採択または適用し、実施する。

行動 23：影響を受ける締約国が条約の定める被害者支援と環境回復規定を実施するために必要とする国際協力および技術的、物質的、財政的援助を、それを提供する立場にある締約国が促進するためのメカニズムを、必要であれば調整し、発展させる。メカニズムは、第 6 条の実施のどの段階においても生じうるニーズと、援助の申し入れとを適合させるべきである。

行動 24：国連システム、関連する国際、地域、各国の組織または機関、関連する非政府組織や機関、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟、各国の赤十字社および赤新月社と、その実施枠組みの策定において協力し、適宜、二国間でも協力する。

行動 25：すべての被害者支援、環境回復、および国際協力・援助活動を、特に、アクセス性、包括性、非差別、および透明性の原則に従い、影響を受ける地域社会と連携して実施し、核兵器の使用と実験が女性や少女および先住民に不均衡に大きな影響を及ぼすことを考慮して、年齢とジェンダーに配慮した方法で被害者支援を提供する。

行動 26：特に新しい情報の出現や状況の変化に応じて、第 6 条および第 7 条の実施と同様に実施枠組みを定期的に見直し、必要に応じて他の条約レジームにおける積極的義務のための実施措置からの教訓を参考にする。



行動 27：第 6 条および第 7 条の実施のための情報交換の重要性を認識する。このため、締約国は、影響を受ける国と協議し、そのニーズと制約を念頭に置きながら、被害者支援、環境回復、および国際協力と援助に関連する国内措置について自主的に報告するためのガイドラインを策定する。このガイドラインには、必要に応じて期限を含む。これらのガイドラインの策定において、締約国は、国際機関、市民社会、影響を受ける地域社会、先住民族、および若者を含む関連する利害関係者の意見を参考にする。

行動 28：他の軍縮条約の下での報告のベストプラクティスを考慮に入れ、関係国と緊密に協力し、第二回締約国会議前の期間に報告のための任意かつ負担にならない形式を策定することを検討する。影響を受ける締約国にとっては、このような報告には、自国の領土における核兵器の影響、条約による被害者支援と環境回復義務の履行状況、どこに外部からの支援が必要となる可能性があるかなどを含めることができる。他の締約国は、どのような国際協力および援助を行ったか、また第 6 条および第 7 条の目的を支援するために行った締約国以外の国への働きかけについて報告することができる。

行動 29：核兵器の使用や実験によって影響を受けた国のための国際信託基金設立の実現可能性を議論し、そのような信託基金について関連する前例を考慮した上で、可能なガイドラインを提案する。このような基金の目的は、とりわけ、被災者を支援するための援助を提供し、環境回復のための措置を支援することである。

*核兵器の使用あるいは実験により影響を受けた締約国は次のことを決議する：*

行動 30：自国の管轄下または管理下にある地域に関して、核兵器の使用や核実験の影響を評価する。これには特に被害者のニーズや環境汚染、それらに対処する国の能力などを含む。初期評価は、現在進行中および予想される影響についての既存の知識の収集と、現在およびこれまでに計画された対応、そしてどのような追加情報が必要かを判断することに重点を置くことができる。これらの初期評価は、第二回締約国会議までに完了し、その会議で共有されるべきである。

行動 31：予算と時間枠を含む、被害者支援と環境回復の義務遂行のための各国の計画を策定する。このような計画は、効率を高めるために既存の枠組みに統合することができ、影響を受ける締約国の負担を軽減するために必要な場合には国際協力と援助が提供されなければならない。影響を受けた締約国は、その進捗状況を第二回締約国会議で共有すべきである。

*それを行う立場にある締約国は次のことを決議する：*

行動 32：この条約の実施をさらに促進するため、第 7 条 (3) の義務に基づいて、核兵器の使用または実験の影響を受けた締約国に対して資源の動員および技術的、物質的、財政的援助の提供に寄与することにより、外部支援の必要性が明確に示された締約国を支援する。

#### IV. TPNW の効果的な実施のための科学的・技術的助言の制度化

10. 条約の効果的な実施を確保するためには、核兵器の人道的影響に関する知識と核兵器の危険に関する共有された理解をさらに充実させるとともに、第4条の実施のための技術的ガイダンスが重要である。科学諮問グループ（SAG）の設立は、締約国の条約実施を支援し、履行プロセスの信頼性を強化することを目的としている。この目的のために、

締約国は次のことを決議する：

行動 33：TPNW の実施に関連する特定の科学分野における専門性に基づき、関連機関や大学で活動する、核軍縮・不拡散、および／または核兵器に伴う人道的影響と危険、および必要な人道的対応の分野において、できる限り広い範囲から選ばれた著名な専門家の任命などを通じて、SAG の作業を支援すること。

行動 34：第二回締約国会議までに、TPNW 締約国の科学・技術専門家や機関を特定し、その関与を得て、SAG を通じて、TPNW の目標と TPNW を支援するために、地理的に多様かつジェンダーバランスのとれた専門家のネットワークを構築する。

#### V. TPNW と核軍縮・核不拡散体制との関係

11. TPNW は独立した法的拘束力のある条約であるが、豊かで多様な軍縮・不拡散の仕組みの上に立ち、それに貢献し補完するものである。特定の軍縮手段、特に NPT との補完性を強調し、強調するために、

締約国は、次のことを決議する：

行動 35：NPT 準備会合や再検討会議、関連する多国間の核軍縮関連イニシアチブやグループを含む適切な機会において、既存の軍縮・不拡散体制と TPNW の補完性を強調する。

行動 36：非公式な促進役〔an informal facilitator〕を任命し、会期間に TPNW と NPT の間で可能な具体的協力分野をさらに探求し明確にするとともに、非公式促進役の努力に対する支援を提供する。

行動 37：核の保障措置と検証の分野を含む協力を強化するため、IAEA〔国際原子力機関〕や CTBTO〔包括的核実験禁止条約機関〕などの他の国際機関と協力する。このような協力は、TPNW、NPT、および CTBT の間の補完性を強化するものであるべきである。

行動 38：TPNW と非核兵器地帯条約を含む既存の軍縮・不拡散体制の間の補完性を強調するため、政府間のみならず市民社会、学術界、国会議員および青年組織を含む一般市民の意識を高めるためのアウトリーチプロジェクトにおいて協力を続ける。

## VI. 条約の目的を達成するために不可欠なその他の事項

### 条約の履行における利害関係者間の包括性と協力の原則

締約国は次のことを決議する：

行動 39: 条約で確立された協力、包括性、透明性の精神に則って自らの義務を果たし、条約の実施に関する作業全般にジェンダーへの配慮を統合する。

行動 40: 国連、赤十字国際委員会、核兵器廃絶国際キャンペーン、学术界、影響を受けた地域社会、その他の市民社会組織と緊密に協力する。

行動 41: 関連する利害関係者の積極的な参加を促進し、影響を受けた地域社会の人々や先住民の異なるニーズを考慮に入れ、すべての締約国が主体性を強く持てるようにする。

行動 42: 条約の会議に幅広い人々の代表が参加することを促進するイニシアチブに自発的に貢献する。

### 条約実施の支援の追加的な要素

12. 条約の効果的な機能と完全な実施は、第1回締約国会議において、この条約の初期段階において利用可能な要件と資源を考慮した会期間の機構〔an intersessional structure〕の確立が決定されたことによって、強化された。

締約国は次のことを決議する：

行動 43：締約国会議と次期会議の間の会期間の活動の調整において、調整委員会と非公式作業部会の努力を支援する。

行動 44：締約国会議への支援提供における国連の貴重な役割を引き続き再確認する。

行動 45：当条約と、TPNW 締約国が加盟する他の関連する軍縮条約、国際人道法、人権法との相乗効果を高め、活用する。

### 透明性と情報の交換

締約国は、次のことを決議する。

行動 46：第2条に基づく初期申告を行う義務を遅滞なく履行する。

### TPNW のジェンダー条項の実施

13. 締約国は、条約の実施を進めるにあたり、条約のジェンダー関連規定を検討し、それらを運用するための具体的な実施工動を考慮する必要がある。この目的のため

に、

締約国は、次のことを決議する。

行動 47：TPNW のジェンダーに配慮した特性を強調し、TPNW 関連のすべての国内政策、プログラム、プロジェクトにおいてジェンダーへの配慮を行うよう勧告する。

行動 48：会期間の時期に、条約のジェンダー条項の実施を支援し、第二回締約国会議に進捗状況を報告するために、「ジェンダー・フォーカルポイント」を設置する。

行動 49：会期間に、他の人道的軍縮文書における関連アプローチを考慮したうえで、年齢とジェンダーに配慮した被害者支援を確保するためのガイドラインを作成するための作業を開始する。

行動 50：会期間に、他の人道的軍縮文書における関連アプローチを考慮したうえで、国際協力と援助におけるジェンダーの視点の統合のためのガイドラインを作成するための作業を開始する。